

認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の基準を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>認定こども園の認定の<u>基準</u>を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）<u>第3条第1項第4号及び第2項第3号の規定に基づき</u>、認定こども園の認定の<u>基準</u>を定めるものとする。</p> <p>(管理運営等)</p> <p>第9条 [略] 2～7 [略]</p>	<p>認定こども園の認定の<u>要件</u>を定める条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）<u>第3条第1項及び第3項の規定により</u>、認定こども園の認定の<u>要件</u>を定めるものとする。</p> <p>(管理運営等)</p> <p>第9条 [略] 2～7 [略]</p> <p><u>8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。